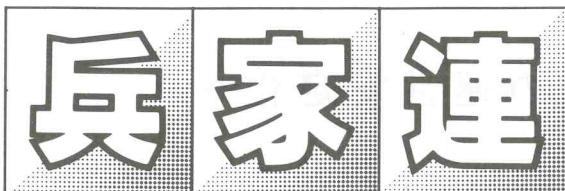


K  
S  
K  
P

(平成12年11月) No. 35

## 編集人

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦三郎

〒650 神戸市中央区橘通4丁目1-28  
-0016 辻ビル2F

TEL 078-360-2618

FAX 078-360-2615

## 地域生活支援の展望

兵家連常務理事 酒井正行

本年4月から介護保険制度が始まり、地域支援という言葉をよく耳にするようになりました。

戦前から戦後まで長期間にわたり精神障害者を支える機関は病院や施設のみでした。その間に人権問題が生じ、精神衛生法が現行の精神保健福祉法に改められるに及び、精神障害者の人権を守り福祉の向上を目指して、地域で共に暮らせるよう、また、地域で支える方向へと流れが変わっていました。

国の障害者プランでは、2001年度中に地域生活支援センターを全国で195カ所から235カ所に増やす計画が盛り込まれています。地域生活支援センターは、行政では対応できないきめ細かい相談、助言、関係機関との連絡調整を業務とし、1999年には第2種社会福祉施設として法定化されました。

本県でも先に社会福祉法人かがやき神戸で地域支援センター虹の里、通所授産施設なでしこの里が運営されています。

地域生活支援センターは人口30万人に2カ所の設置を事業計画としており、2002年からは市町村の事業として居宅支援事業（ホームヘルプサービス）が実施されます。精神障害者の多種多様なニーズに応えるためにも、一日も早く計画が実現されるよう、我々も全力投球を行うべきでしょう。

### 精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神障害者に関する相談ごとについての電話相談を受付けています。

毎週、月～金曜日、10時より15時 078-360-3610

## 作業所の運営安定化へ

今回、社会福祉法人の要件緩和にともない、小規模通所授産施設の設置基準の考え方・設備および運営基準（いずれも案）が、10月23日厚生省から示されました。（省令として12月1日公布の予定）

### 主な点

#### 1. 運営費の国庫補助

- ・地方公共団体を通じて、1カ所当たり年額 1,100万円の補助を実施。
- ・補助率 1/2 国庫、残り地方公共団体。
- ・法人格を取得するとともに、一定の施設基準を満たすことが補助要件。

#### 2. 施設整備費の国庫補助

- ・地方公共団体を通じて補助を実施。
- ・1施設当たり国庫補助基準額。
  - ◎施設整備費 2,400 万円を上限
  - ◎設備整備費 800 万円を上限
- ・補助率 1/2 国庫、残り地方公共団体。

### (参考)

#### 1. 社会福祉医療事業団融資

施設、設備整備の法人負担分が融資の対象となる。

[貸付金の限度額] 80%

[利率] 年 2.1 % 「平成12年10月12日以降」

#### 2. 社会福祉施設職員等退職手当共済

対象となる。(社会福祉法人の場合)

#### 3. 施設の基準・運営の基準には、一般的な作業室その他、職員の資格、配置、生活指導、衛生管理、授産種目等々が挙げられます。

※ これらについては、全家連からの要望が大きく入れられ、また、柔軟なものになっています。全家連では、この件についての実務の研修を平成13年2月頃、全国2カ所、1泊2日で開催する計画を持っています。

## 『欠格条項』の法改正

厚生省は、10月30日、医師会、歯科医師会、保健婦助産婦看護婦法の中で障害などを理由に、資格・免許の取得を制限している「欠格条項」のうち、「目に見えない」「耳が聞こえない」「口がきけない」「精神障害者」を廃止する方針を固め、医療関係者審議会で検討している。年内には決定し、同省は法令の見直し作業に入るとして、視聴覚などを対象に、医師免許の道が開かれた、ということが、10月31日の新聞に大きく取り上げられました。

尚、政府の精神障害者施策推進本部は、既に昨年8月、「障害者の社会参加を不当に阻むことがないように」と、2002年度までに、各省庁の所管する法律の欠格条項を見直すことを決めており、障害者を一律排除する今までの「絶対的欠格」を改め、補助器具や補助者の支援があり、業務の一部を適正に行える人には、医師、歯科医師、看護婦などへの門戸を開いていく方針です。

厚生省は、業務の範囲については、個人の良識に任せ、法では規定しないこととし、免許を与える基準については今後、検討される模様です。欠格条項については、検察審査員は法務省、栄養士免許は厚生省などの6制度については1999～2000年度に法改正が済んでおり、現在見直しの対象は、57制度。うち29制度が厚生省の所管であり、医療関係の臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士などの免許も同様方向になる見通しです。

また、保健婦助産婦看護婦法については、「素行が著しく不良である者」「伝染病にかかっている者」の条項を社会情勢にあっていないとの理由で、廃止されます。

欠格条項のある法律は、既に廃止や改正済み以外の所管は、各省庁にまたがっており、昭和20～30年代に導入されたケースが多く、手話や盲導犬などの障害者をサポートする仕組みや機器が発達した今の時代にはそぐわなくなっている、という判断を政府がしたものと思われます。

### ＜賛助会員募集＞

年会費 団体の場合1口（10,000円）以上

個人の場合1口（3,000円）以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568

## 9月21日兵庫県へ要望書提出

### 一、医療に関する要望

- ・移送制度の創設については、人権に配慮しつつも家族会等当事者のニーズに応えられるよう充分な予算を措置してください。
- ・移送制度と併せて24時間対応可能な救急精神科医療システムを整備して下さい。
- ・精神障害者を心身障害者（児）福祉医療制度の対象にして下さい。

### 一、精神障害者の小規模作業所に関する要望

精神障害者の共同作業所は、財政的にも依然苦しい状況にあります。その影響で、作業所の常勤職員の平均給与も、社会的水準を大きく下回り、身分保証も充分にできない実情にありますので、作業所運営補助金の増額ならびに、作業所開設準備金制度の創設を要望します。

### 一、県の精神保健福祉審議会に関する要望

最近の法改正等により、精神障害者の福祉対策の大きな展望が望されます。委員の中に社会復帰活動従事者ならびに精神障害者本人の適格な人などを加え、福祉関係者の意見を述べられるよう委員の調節を計ってください。

### 一、県の障害者福祉プランに関する要望

現行プランは平成12年度で最終年度を迎ますが、新たに策定する次期プランについては兵庫県内の精神障害者社会復帰施設の計画的な設置推進を計ってください。

### 一、精神障害者在宅福祉事業に関する要望

精神保健福祉法の改正により、市町事業として精神障害者在宅福祉事業が平成14年度から実施されますが、市町による精神障害者地域生活支援センター、グループホームの設立を働き掛けて下さい。

### 一、当事者（家族・障害者）支援に関する要望

- ・今後的精神障害者福祉施策の推進において、地域で活動する当事者への理解と、当事者による相談・援助・啓発事業への物心両面にわたる援助を強化するよう市町を指導して下さい。
- ・当連合会は、事務所の家賃が大きな負担になっています。また、他障害者団体との連携強化の意味からも、身体・知的障害者団体と共同入居できるよう県による事務所の斡旋を要望します。

<5ページに続く>

### 一、手帳サービスに関する要望

平成7年10月の精神保健福祉手帳制度の創設により、具体的なサービスの充実が求められます。特に公営住宅への優先入居について県の手帳サービス拡充支援を要望します。

### 一、精神障害者の労働行政に関する要望

精神障害者の雇用対策を積極的に進めて下さい。精神障害者の就労から雇用までを一貫して支援できる就労担当部署の創設を要望します。

### 一、通院医療費公費負担32条申請書に関する要望

32条申請書では、患者氏名を記載する欄に、他県並に「患者の氏名」「申請書(本人)」としてください。

\*\*\*\*\*

### 兵家連、創立30周年を記念して「精神保健福祉ハンドブック」を発刊

発刊の目的は、最近“心の病”が社会的にも注目されながらも、精神保健と福祉の両分野に跨がる情報や知識を、同時に得る機会が以外に乏しい現状に鑑み、“心の病”に悩むご本人や、その家族、或いは精神障害者を支援するボランティアの方々に、手軽に利用してもらえる「便利帳」ともいうべき冊子があれば喜ばれ、役立つにちがいないとの思いから、今回、会員の手づくりで編集し発刊し漕ぎつけたもの。

内容としては、県内の精神科の医療機関や保健所を始め、家族会や作業所、社会復帰施設に至るまでの一覧表や、手帳制度や医療費補助制度、障害年金制度などの各種制度、“心の病”に悩む人の質問に答えるQ&A、専門用語解説、データ等を網羅し、一般市民の方にも利用しやすい内容になっています。

今回は、とりあえず千冊を製本し、大半は関係先に配布し、残余は希望される一般の方にもお分けします。値段は1冊千円の実費販売。申し込みは当連合会へ。

\*\*\*\*\*

### 宝塚市 グループホームを公営住宅で

1998年に、公営住宅法が改正され、公営住宅を「知的障害者や精神障害者」のグループホームとして利用できるようになったのを機会に、宝塚市では条例を改正し、県下初の市営住宅での知的障害者利用のグループホームが実現しました。

## 兵庫県の行財政機構改革による 県民局の再編

兵庫県では、今年から本格スタートさせた「行財政構造改革推進方策」により、本庁組織を9部から5部体制に再編し、組織のスリム化を図っていますが、行財政構造改革の一環として、来春の行革で、分権型社会の流れに沿って、県民局を現在の6局から10局に増やし、本庁機能をスリム化させる一方で、本庁から県民局への事務の委譲を含めて、県民局の現地解決能力を高めるなど、現地解決型の行政を展開していく模様です。

また、県民局の再編整備に併せて、保健所と福祉事務所を統合させて「健康福祉事務所」とする予定ですが、現在25カ所ある兵庫県管轄の保健所の数は現状のまま維持される見通しです。



## 県議会議員「精神保健研究会」の発足

兵家連では、かねて県議会議員の有志の方々のご理解とご支援を得て、県議会を通じての精神保健福祉に関する要望活動を行ってまいりましたが、このほど、世話人議員のお力添えで、有志超党派の県議会議員による「精神保健研究会」の組織を立ち上げることができました。

10月5日に県議会会議室で行われました同研究会の初会合には、賛同して頂いた75名の議員の方々が集まれ、盛大な会の発足となりました。当方からは、西浦会長、東口副会長、酒井常務理事の三名が参列し、会の終りに西浦会長から、家族会の現状、課題等をのべ、今後の支援を要請いたしました。

尚、参考までに、研究会規約にうたわれた目的ならびに、世話人議員5名のお名前は次の通りです。

(目的) ノーマライゼーションの理念の下、議員の立場から精神障害者や家族への支援を考えるため、精神保健福祉法を中心とした学習等を推進する。

(世話人) 渡辺 完、山本 敏信、岡 やすえ、毛利 りん、野口 裕の各議員  
<順序不同、敬称略>

## 社会の動き

### ■大阪市、差別をなくす人権条例可決

大阪市議会は2000年3月30日、差別をなくし人権が尊重される社会づくりを目指す「市人権尊重の社会づくり条例」を自民、公明、民主などの賛成多数で可決した。

大阪市によると、同様の条例は大阪府、高知県など7府県で可決されているが政令指定都市では初めてという。

### ■公営住宅法の政令改正へ、単身障害者も入居OK

政府は2000年7月10日の事務次官会議で、公営住宅への入居が事实上制限されている身体的、精神的障害を抱えて日常的に介護が必要な単身者について、介護態勢が整っていることを条件に入居を認める政令改正案を決めた。

### ■審議会が入院患者の権利宣言をまとめる

大阪府の精神保健福祉審議会は2000年5月19日、患者が安心して医療を受けられるよう不適切な治療を拒む権利や、退院を請求する権利など13項目の権利宣言や、第三者による訪問制度などの人権侵害防止策を盛り込んだ意見をまとめ、近く太田房江知事に提出する。

### ■精神分裂病、偏見助長と名称変更へ

「精神分裂病」という病名は、病気の実態を正しく伝えておらず、また偏見の払拭や社会復帰の妨げになるため、日本精神神経学会は2000年6月1日までに、病名を変更する方針を固めた。10日から開かれる同学会でどんな名称がよいか議論を始める。

### ■精神障害者支援団体のNPO法人認証

兵庫県は2000年9月1日、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人として、アルコール依存症などの精神障害者の社会復帰を支援している「神戸リカバリーサービスセンター・さるほて」（神戸市須磨区）など6団体を新たに認証した。

「さるほて」は、リハビリなどのほか、シンポジウムや演劇など幅広く活動。精神障害者を支援する団体として県内で初の認証となった。

### ■厚生省、障害者施設向けサービスの自己評価基準

厚生省は社会福祉事業法の改正を受けて、障害者や障害児の施設がサービス内容の自己評価するための基準を2000年5月にまとめた。サービスの質の向上や、体罰など人権侵害の防止につなげるのが狙い。

対象は身体・知的・精神障害者、障害児向けの更生施設や授産施設、それに福祉ホームなど全国で約4900施設。

基準は人権の配慮、日常生活支援サービスなど7テーマで64項目の質問を設ける。2000年5月の社会福祉事業法の改正で、2003年度から、福祉サービスの自己評価と第三者機関による評価を行うことを定めており、厚生省は第三者評価の方法についても検討中。

### ■岩手の障害者施設、入所女性妊娠させる

岩手県北上市の知的障害者更生施設で、作業指導に当たっていた男性職員（53）が、施設内で知的障害のある20代入所者を妊娠させていたことが2000年7月12日、明らかになった。施設側は男性職員の懲戒解雇を検討しており、岩手県は近く施設の指導監査を行う。

## 兵 家 連 活 動 日 誌

## 役員の動き

5. 11 むぎのめ家族会総会  
<川西保健所> (西浦)
5. 15 つつじ会総会者<社保健所>  
(東口)
5. 15 明石しもしび家族会総会  
<明石保健所> (西浦)
5. 16 研修業務部会  
(西浦、岡野、小川、平坂、高濱)
5. 18 あじさいの会総会  
<伊丹保健所> (西浦)
5. 20 かがやき神戸評議員会  
(西浦)
5. 23 全家連評議員会<東京>  
(西浦、滝)
5. 24 都道府県リーダー研修会  
<東京> (西浦、滝)
5. 26 明石に居場所を作ろう会総会  
(東口)
6. 1 あじさい工房開所式 (東口)
6. 3 地域福祉権利擁護事業運営適正化委員会  
<県社協> (西浦)
6. 7 30周年記念冊子編集委員会  
(西浦、平野、辻、吉田、西谷)
6. 9 兵家連理事会  
<あすてっぷ神戸>
6. 12 兵家連紙編集会議  
(西浦、平野、滝、大槻、黒岩、西谷)
6. 16 兵庫県精神保健職親会総会  
(西浦、東口、落合)
6. 22 すぎなの会総会  
<加古川総合福祉会館> (西浦)
6. 26 姫路・西播地区情報連絡会議  
<姫路中央保健所> (西浦)
6. 27 兵家連総会  
<あすてっぷ神戸>
6. 28 宝塚家族会総会  
<宝塚保健所> (西浦)
6. 30 神飾蜂の会総会  
<福崎保健所> (西浦)
7. 8 作業所職員会懇談会<神戸>  
(東口)
7. 19 30周年記念冊子編集会議  
(西浦、平野、辻、吉田、落合、西谷)
7. 24 姫路・西播地区研修会実行委  
(岡野)
8. 4 西宮地区家族会懇談会  
<西宮保健所> (西浦)
8. 6 かがやき神戸評議員会  
(西浦)
8. 11 白ゆり会講演会<西脇>  
(東口)
8. 24 相談業務部会  
(東口、田村、福井、辻、吉田、西谷)
8. 27 かがやき神戸セミナー  
<三宮勤労会館> (西浦、落合)



## あとがき

2000年を一区切りとして「社会福祉基礎構造改革」の内容について、改正や新しく介護保険制度の導入に関連して、障害者の介護ヘルパーのケースの様々な問題点を考えるとき、今回のこの欠格条項を通して、広く問題を勉強することができました事を契機として更に关心を持たなければとの思いを新たにしました。

(黒岩)

精神保健福祉講座 No.29

## こちら精神保健福祉相談室

文責：兵家連相談室 田村 真実子

21世紀は遠い未来のことのように考えていましたが、未来ではなく現実になろうとしています。テレビ番組の中で、ある有名人が言っていた言葉ですが、「未来は、現在より良くなるか悪くなるかのどちらかだ。どちらを選択するのか、現在は常に、その分岐点だ。」と、聞いたことがあります。現在よりも、明るく幸福な未来を選べるようになりたいものです。

☆相談開設日：月～金の午前10時より午後3時  
電話番号：078（360）3610

【秘密は厳守します】

【入院中の息子だけ生活保護を受けられるか】

相談者（78歳男性）：数年前から息子は精神病院に入院しています。これまで自分の年金で妻と息子の生活をやりくりしてきましたが、入院費用の支払いがとても大変です。貯金も底をつきました。聞いた話ですが、息子だけ生活保護を受けられることがあるというのは、本当でしょうか。

回答：本当に大変ですね。ご質問についてですが、結論をいえば、息子さんだけ生活保護を受けることが出来る場合もあります。もちろん、いくつかの条件があります。

まず、入院費の自己負担分については、「高額療養費支給制度」や「食事療養費の減額制度」や、その他自治体により独自の助成制度などがあります。これらの制度を利用しても支払いが困難な場合、生活保護の必要性を考えます。

- ・高額療養費支給制度…入院費の自己負担額が月／63,600円（住民税非課税世帯は35,400円）を超えた場合に申請すると、その超えた額が払い戻されます。  
自己負担分を一時支払うのも大変な時は、貸付制度があります。  
詳しくは、各保険の窓口、または医療機関に相談して下さい。

- ・食事療養費の減額制度…住民税非課税世帯は、入院中の食事代を減額できます。各医療保険の窓口で「減額認定証」をもらい、医療機関に掲示すれば、一日760円から650円に、さらに90日を超えると500円になります。  
詳しくは、各保険の窓口、または医療機関に相談して下さい。
  - ・その他の助成制度…各自治体の保健所で相談して下さい。

生活保護は、同一の住居で生活を共にしている場合、その世帯全員について資産・収入・能力などを検討するのが原則となっています。ただし、長期入院患者をかかえることによって、その家族全体が自立をそこないかねない場合なども現実にあります。例外的に、6カ月以上の入院が必要と診断され、世帯全体として生活保護が認められる状態であれば、入院中の息子さんだけを保護することができるようになります。これを世帯分離といいます。

ご相談の場合は、収入がご主人の年金だけとのことですから、入院費のため両親まで生活保護が必要な状態におちいるなら息子さんだけで生活保護を受給できます。長期入院は、家族の経済的な負担も重いものです。病院、保健所、福祉事務所で、一度相談して見てください。

兵庫県宝塚市では、家族会の努力もあって、精神障害者手帳の等級が1、2級の方は入院費が無料になりました。行政に相談や意見を言うのは勇気が必要なこともありますですが、一人で悩まず、少しでもよい方法を考えていきましょう。

参考文献：〔新版〕精神障害者が使える福祉制度のてびき

